平成２２年（フ）第４０９号
北海道旭川市永山９条２丁目４番３号　ライフ105
債務者　天野　春雄
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８３号
北海道旭川市豊岡９条１丁目３番８号　コーポサロマ17号室
債務者　飯島　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０１号
北海道旭川市東光15条４丁目６番11号　横野マンション２号
債務者　立花　譽佳
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０９号
北海道旭川市新星町887番地の115　ロイヤルパレスＡ６
債務者　三橋　貴司
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１３号
北海道旭川市豊岡７条６丁目５番４号
債務者　三越　啓子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１５号
北海道上川郡東川町北町５丁目２番11号
債務者　江添めぐみ
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１７号
北海道旭川市２条通６丁目70番地の２　オリンピア２・６―606号
債務者　中村　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２１号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目７番３―42号
債務者　鈴木まこと（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２２号
北海道旭川市忠和３条７丁目１番７―202号市住7202号
債務者　橘　　敏子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２７号
北海道旭川市末広６条11丁目８番10号
債務者　簇谷美代子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３０号
北海道旭川市永山９条８丁目５番２号　パークサイドまつばらB101号室
債務者　魚住　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３２号
北海道旭川市秋月３条１丁目２番９号
債務者　平田　一夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第９８号
山口県萩市大字山田4074番地の４
破産者　株式会社長門自動車
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所萩支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第４２号
兵庫県篠山市住吉台67番地４
破産者　吉野　哲郎
1　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
2　一般調査期日　平成23年３月11日午前10時30分
平成22年12月24日
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内１丁目２番13号
破産者　坂口　光良
1　破産債権の届出期間　平成23年１月31日まで
2　一般調査期日　平成23年２月23日午前10時
平成22年12月22日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１８４６号
さいたま市南区鹿手袋２丁目９番11号201
破産者　早坂　彰弘
1　破産債権の届出期間　平成23年２月15日まで
2　一般調査期日　平成23年３月８日午前10時30分
平成22年12月22日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係